

○ 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）（附則第六十一条関係）

改正案	現行
（金融再生委員会設置法の一部改正） 第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略） 第三条及び第四条を次のように改める。 （任務） 第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること イヌ （略） ル 投資信託委託業者 ヲ 投資法人 ワナ （略） ラ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項	（金融再生委員会設置法の一部改正） 第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略） 第三条及び第四条を次のように改める。 （任務） 第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること イヌ （略） ル 証券投資信託委託業を営む者 ヲ 証券投資法人 ワナ （略） ラ 特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する

、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。） ム、 ヰ（略）	特定目的会社をいう。） ム、 ヰ（略）
---	---------------------------------------